

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から43年3月まで

私と私の姉の結婚をそれぞれ間近に控えていた頃、私の母親が私と姉に、私たち二人の国民年金保険料を結婚前に納付しておくと話していたことを記憶している。また、その後、母親が私と姉の国民年金保険料を一緒に納付したと話していたことも記憶している。

私が結婚するときに母親から、「これからは、自分で国民年金保険料を納付するように。」と言われ、国民年金手帳を渡されたことも記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和40年6月から41年1月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立人の母親が、それぞれ結婚を間近に控えた申立人と申立人の姉に対し、二人の国民年金保険料を結婚前に納付しておく話としており、一緒にその話を聞いたとされる申立人の姉もそのことを覚えていと証言しているところ、A町の国民年金被保険者名簿により、昭和42年6月に婚姻した申立人の姉の昭和41年度の国民年金保険料が42年1月14日に一括で納付されていることが確認できることから、同年3月に婚姻した申立人についても申立期間のうち41年度の保険料である41年6月から42年3月までの保険料が同様に納付されたものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認欄に納付不要

の印が押されており、申立人自身も納付を行わなかったと述べていることから、保険料は納付されなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

A社から支給された申立期間に係る下期賞与について、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が確認できない。同社は年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過しているため厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の賞与が厚生年金保険の給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び同社が加入するB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しから、申立人は、同年12月26日に同社から43万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該事業所から提出された賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

A社から支給された申立期間に係る下期賞与について、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が確認できない。同社は年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過しているため厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の賞与が厚生年金保険の給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び同社が加入するB厚生年金基金の加入員賞与標準給与決定通知書の写しから、申立人は、同年12月26日に同社から43万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該事業所から提出された賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 16 日から同年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間①以前に勤務した事業所の被保険者期間とはそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、平成 17 年 3 月 1 日に基礎年金番号に統合されるまで重複整理が行われていない上、申立人が所持する同年 2 月 3 日に印刷されたオンライン記録の制度共通見込額照会回答票には、申立期間①及び②を合計した月数と同じ 13 か月を被保険者期間として試算されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 35 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある 13 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者は 3 人（申立人を含む。）であることから、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和60年10月から61年9月までを41万円、平成7年10月から8年9月までを59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月2日から61年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年10月1日まで

申立期間①及び②はA社に勤務していたが、当時の給与支給額と標準報酬月額の記録が相違している。

一部の期間について給与明細書及び源泉徴収票があるので、両申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、昭和60年10月及び61年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び61年分の給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から41万円に訂正することが妥当である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成7年10月から8年4月までの期間及び同年6月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細

書及び平成8年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から59万円に訂正することが妥当である。

一方、申立人は、申立期間①のうち昭和60年11月及び同年12月、申立期間②のうち平成8年5月及び同年7月から同年9月までの期間については、給与支給明細書等を保管していないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、事業主が保管する申立人の昭和60年の年間合計所得額表から推認できる報酬月額及び平成8年の個人総合所得額表に記載されている報酬月額は、申立期間①及び②のうち、申立人が給与支給明細書を保管している期間の給与支給額と全て同額であることが確認できることから、当該期間の保険料控除額についても、申立人から提出された給与支給明細書等で認定される前後の月と同額の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、当該期間の標準報酬月額については、昭和60年11月及び同年12月は41万円、平成8年5月及び同年7月から同年9月までの期間は59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないため確認できないとしているが、申立人の給与支給明細書、事業所が保管する上記所得額表で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が申立期間①及び②について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の給与支給明細書、前述した所得額表で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和30年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から同年6月28日まで

申立期間は、B社C支店からA社に転勤となった後の期間であるのに、年金記録に3か月の空白期間があるのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する在職証明書及びB社が保管する申立人に係る履歴簿により、申立人が同社及び関連会社に継続して勤務し（B社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記在職証明書及び履歴簿には昭和30年1月21日と記載されているが、オンライン記録によると、B社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年3月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、当該事業所は当時の書類が保管されていないため確認できないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年2月19日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月19日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、当該期間の加入記録が無かった。
給与精算書から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与精算書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日である平成10年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は平成10年2月19日付けで同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われ、同日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が申立人のほかに44人確認できるが、雇用保険の被保険者記録によると、これら同僚のうち約半数の同僚については、申立人と同じく、厚生年金保険被保険者資格喪失後も雇用保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所のB職で社会保険事務の責任者でもあったとされる同僚は、「申立期間当時、A社は経営が悪化しており、6か月分から7か月分の厚生年金保険料を滞納していた。このため、社会保険事務所(当時)から前年に遡って厚生年金保険を脱退させると言われたが、それでは困るので

社会保険事務所と協議して、平成10年1月31日で厚生年金保険を脱退した。当時、45人ぐらいの従業員が同社に在籍していたが、このうち実際に同社を退職した者は約半数ぐらいであり、残りの者は継続して同社に勤務していた。」と供述しており、この供述は、前述の同僚らの雇用保険の被保険者記録とも符合していることから、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った同年2月19日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年12月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

私は、学生であった平成3年4月頃に、A市役所Bサービスセンターで国民年金の加入手続きを行い、現在所持する年金手帳を受け取った。申立期間について、国民年金保険料を納付した場所は明確でないが、納付書により1か月当たり9,000円ぐらいの保険料を納付したはずである。

申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、保険料の納付済期間に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成3年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、その頃に国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、オンライン記録により、申立人について、申立期間を含む平成3年度国民年金保険料の免除申請が同年同月15日に行われていることが確認できる。

また、申立期間当時、大学生であった申立人は、「C大学に勤務していた父親からの送金で申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたが、平成3年12月頃に、父親から学生に係る保険料の免除制度があることを教えられて保険料の免除申請を行った。」と述べているが、i) オンライン記録により、上述の平成3年度国民年金保険料の免除申請について、同年8月16日に保険料免除の承認処理が行われていることが確認できること、ii) 当該保険料免除期間について、申立人が納付したとする申立期間の保険料は還付されるべきところ、申立人は、「保険料が還付された記憶はない。」と述べている上、オンライン記録においても保険料が還付された記録は確認できないことから、申立期間について、同年5月に保険料の免除申請を行った申立人が、国民年金保険料

を毎月納付していたものとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から61年3月まで

私が20歳になった昭和57年*月頃に、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間のうち前半については、両親が私及び両親の3人分の国民年金保険料を一緒に毎月定期的に納付してくれた。また、申立期間のうち58年又は59年頃から61年3月までについては、私の収入が安定したため、父親から自分で保険料を納付するよういわれ、自分で毎月定期的に保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和61年6月から同年9月までの間に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち57年8月から59年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間の前半は両親が私及び両親の3人分の国民年金保険料を毎月納付してくれ、申立期間のうち昭和58年又は59年頃から61年3月までは自分で保険料を毎月納付した。」と述べているが、i) 申立期間のうち昭和57年8月から60年3月までの期間について、申立人が在住するA市では、国民年金保険料の納期は年4回で、1回に3か月分をまとめて納付する納付書により保険料を収納していたこと、ii) 申立人の両親が申立人及び両親の保険料を一緒に納付してくれたとする申立期間のうち57年8月及び同年9月について、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の父親と母親の保険料の納付日が異なっていることが確認できることから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認できる昭和61年6月の時点において、申立期間のうち59年4月から61年3月までの期間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるが、申立人及びその母親は共に、当該期間の申立人の保険料をまとめて納付した記憶がないと述べている上、申立期間について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は44か月と長期間であり、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料(確定申告書、家計簿等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
申立期間は、A社(昭和 61 年 5 月 26 日にB社へ名称変更)に勤務し毎月 30 万円の給与をもらっていたが、標準報酬月額がこれより低く記録されている。源泉徴収票等があるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 59 年分、60 年分、61 年分の源泉徴収票及び「市民税および県民税特別徴収税額の通知書」(以下「源泉徴収票等」という。)に記載されている社会保険料等控除額は、申立人の各年分に係るオンライン記録の標準報酬月額及び源泉徴収票等の給与支払金額に基づき算出した社会保険料等控除額とほぼ一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は平成元年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同社は昭和 61 年 12 月 31 日に解散、平成元年 3 月 20 日に清算終了していることが確認できることから、当時の事業主及び清算人に照会したところ、回答が得られた清算人は、「当時の関連資料が無く不明である。」と回答している上、同社が加入していたC健康保険組合でも、「当時の資料が無く、分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 10 人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち、当時の社会保険事務担当であった者は、「当時の関連資料が残っていないが、社会保険に関する届出は当時の給与額を確認し適正に行っており、社会保険料等の控除額も適正に算

出していた。」と供述しているほか、いずれの者からも申立期間において申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該事業所における申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正が行われる等の不自然な点もみられない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月16日から同年6月1日まで

申立期間は、A社からB社（現在は、C社）に移籍した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。私が保管している辞令書のとおり昭和31年5月10日付けで同社に採用されたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するB社の辞令書及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において同社D工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社に照会したところ、「当時の資料が無く不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる16人の計23人のうち、生存及び所在が確認できた12人に照会し、9人から回答が得られたところ、そのうち二人は、「採用当初は試用期間であり、厚生年金保険には翌月から加入した。」と供述しており、他の一人は、「採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述していること、及び被保険者名簿によると、上記9人のうち、自身の入社時期を記憶している7人のうちE職であった3人は、採用と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、残りの4人については、採用月の翌月に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険の加入時期について、従業員により異なる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿によると、申立人のF職であったとする同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様にA社において昭和31年5月16日に資格喪失し、B社において同年6月1日に資格取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4153

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

申立期間については、役員報酬が下がった記憶がないにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が 59 万円から 41 万円に下がっている。当時の資料は無いが、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 12 年 10 月の定時決定について、同年 10 月 13 日付けで 41 万円とされていると同時に、申立期間に係る標準報酬月額が遡って 59 万円から 41 万円に減額改定処理されていることが確認できるとともに、同年 9 月 1 日付けで既に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているB職二人についても、同様に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、法人・商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 11 年頃から社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）にも私が保険料を納付するために行っていた。また、代表者印は私が管理していた。」と供述していることから判断すると、社会保険事務所が当該事業所の事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の減額訂正処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月14日から26年6月10日まで
② 昭和26年8月1日から27年6月13日まで

申立期間①は、A社B事業所に昭和23年4月1日から26年6月9日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が24年12月14日になっており、C職からD作業所に異動した後に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和26年8月1日からE社F事業所にC職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が27年6月13日になっており、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、「事業所閉鎖以前の人事資料等は、ほとんど廃棄されているため申立人の勤務期間が不明である。」と回答しているが、同社が保管している厚生年金保険被保険者台帳に記載された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び同喪失日は、オンライン記録から確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚6人のうち生存及び所在が確認できた二人及び当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び所在が確認できた23人の計25人に照会し、回答が得られた14人のうち12

人は申立人のことを記憶しておらず、残る二人のうち一人は、「申立人とはA社のD作業所で一緒に勤務したことを記憶しているが、申立人の勤務期間や退職した時期までは記憶していない。」と供述しており、申立人の兄でもあるその他の一人は、「弟は、同社同作業所で昭和26年6月10日まで勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、A社D作業所に異動した後に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないと主張しているものの、申立人が申立期間①以後に勤務した事業所に保管されていた申立人に係る人事記録の職歴には、「昭和23年4月1日から24年11月までA社B事業所G作業所」と記載されていることが確認できることから、申立人及び同社D作業所に勤務していた同僚は、共に「G作業所とはD作業所のことである。」と供述している上、当該期間は、申立人の同社の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和23年4月1日、資格喪失日は24年12月14日）とほぼ一致していることが確認できることから、当該記録は申立人が、同社D作業所で勤務した期間の記録であることがうかがえる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、E社F事業所は、昭和45年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同社同事業所を運営していたE社は、50年11月28日に解散しているため、同社が廃止となった当時の清算人に照会したところ、「関係書類は10年の保存期間を経過しており、全て廃棄しているため当時のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、「当該事業所の寮から通勤していた。兄が心配して数回、寮まで激励に訪ねて来たので、兄が当時のことについて証言してくれる。」と供述していることから、申立人の兄に照会したものの、申立人の申立期間②当時の勤務期間等を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該事業所の寮生として同僚一人の名前を挙げているものの、姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者21人に照会したところ、13人から回答が得られたものの、そのうち12人は申立人を記憶しておらず、残る一人も、「申立人の名前を聞いたことはあるが、申立人の勤務期間等については全く記憶していない。」と供述しており、申立人の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 25 日から 45 年 9 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後の昭和 45 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立人が申立期間において勤務していた事業所を退職した約 3 年 2 か月後の昭和 49 年 4 月 22 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 46 年 3 月 1 日）した後、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまで公的年金に加入していない申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。
しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 34 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、上述のとおり昭和 34 年 12 月 18 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険の被保険者期間がなければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間において勤務していた事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 34 年 10 月 1 日）した後、47 年 11 月に国民年金に加入するまで公的年金への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4158 (事案 734、3020 及び 3021 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から28年4月1日まで
② 昭和28年4月1日から30年4月1日まで
③ 昭和30年4月1日から32年4月1日まで
④ 昭和32年4月1日から37年4月1日まで
⑤ 昭和38年4月1日から39年4月1日まで
⑥ 昭和39年4月1日から44年4月1日まで
⑦ 昭和36年4月から同年11月まで
⑧ 昭和37年2月から同年3月まで
⑨ 昭和41年4月から42年1月1日まで

(申立期間③から⑥までについては季節雇用であったため、各年度の12月及び1月は申立期間から除く。)

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間①についてはA社(当初の申立期間:昭和24年3月1日から29年12月1日まで)に、申立期間②についてはB事業所(同:30年3月1日から31年12月1日まで)に、申立期間③についてはC事業所(現在は、D社。同:32年3月1日から33年12月1日まで)に、申立期間④についてはE事業所(同:34年3月1日から36年12月1日まで)に、申立期間⑤についてはF事業所(同:37年3月1日から38年12月1日まで)に、申立期間⑥についてはG事業所(同:39年3月1日から41年12月1日まで)に、申立期間⑦及び⑧についてはH事業所に、申立期間⑨についてはI事業所にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないと通知された。

今回、新たな資料は無いが、全ての申立期間について、厚生年金保険の被

保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、i) 申立人の当時の上司及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、同社は、「申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明である。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚二人は既に死亡している上、ほかの同僚は「申立人は、見習期間として3年間工場に住み込みで勤務しており、この期間の給料は支給されず、厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思う。」と供述していること、iii) 社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は、申立期間①のうち昭和29年2月1日から同年9月13日までの期間については、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、これ以外の期間については、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、iv) このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、A社に勤務していたとする申立期間①について、当初、「昭和24年3月1日から29年12月1日まで」としていたものを、前回の再申立てにおいて「23年4月1日から28年4月1日まで」に変更していることから、i) 同社に係る上記被保険者名簿の記載内容を全て再確認したが、申立期間①において申立人の厚生年金保険の加入記録は無いこと、ii) 申立人は新たに同僚二人の名前を挙げて再申立てを行ったが、上記被保険者名簿によると、いずれの同僚も申立期間①において厚生年金保険の加入記録は確認できない上、一人は既に死亡、もう一人は連絡先不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について供述を得られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間②について、i) 社会保険事務所の記録によると、B事業所という名称では厚生年金保険の適用事業所は無いこと、ii) J協同組合に照会しても同事業所を特定できる情報は得られず、申立てを確認できる回答は得られなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が無い上、既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述が得られないこと、iv) 社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間②のうち昭和30年11月4日から31年5月21日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（申立期間③の申立事業所

であるD事業所)で厚生年金保険に加入していることが確認できること、v)このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間②について、当初、「昭和30年3月1日から31年12月1日まで」としていたものを、前回の再申立てにおいて「28年4月1日から30年4月1日まで」に変更していることから、i)改めて、当該事業所名簿を確認したが、当該期間において「B事業所」という名称で厚生年金保険の適用事業所は無く、名称が類似した事業所で「K工場」が昭和28年6月1日から同年10月1日まで適用事業所に該当していることから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したものの、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、ii)オンライン記録により、申立人は、申立期間②のうち昭和29年2月1日から同年9月13日までの期間についてA社の厚生年金保険の被保険者資格が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間③について、i) D社は「申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明である。」と回答していること、ii) 申立人は、申立期間②に含まれる昭和30年11月4日から31年5月21日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間③については、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は申立期間③において厚生年金保険の加入記録は無い上、既に死亡しており、同社で厚生年金保険の被保険者であった者のうち回答を得られた9人からは、申立人の勤務状況等について申立てを裏付ける供述は得られないこと、iv) 申立期間③当時の事務全般の責任者であった者は、「申立人については記憶にない。当時勤務していたL職の中には、本人の希望により厚生年金保険に加入させなかった者もいた。」と供述していること、v) このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間③について、当初、「昭和32年3月1日から33年12月1日まで」としていたものを、前回の再申立てにおいて「30年4月1日から32年4月1日までの期間(各年度の12月及び1月を除く。)」に変更していることから、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載内容を全て再確認したところ、30年11月4日から31年5月21日までの期間以外は申立人の厚生年金保険の加入記録は確認で

きないこと、ii) 新たに、同被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人に照会し、全員から回答を得られたものの、いずれの者も「厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答しており、当初の当委員会の決定を変更すべき新たな供述は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 申立期間④について、i) E事業所は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は適用事業所ではないこと、ii) J協同組合に照会しても申立期間④当時の同事業所を特定できる情報は得られず、申立てを確認できる回答が得られなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間④のうち一部の期間について、同事業所と名称が類似したM事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、既に死亡していることから申立人の勤務状況等について供述は得られない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらないこと、iv) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間④について、当初、「昭和34年3月1日から36年12月1日まで」としていたものを、前回の再申立てにおいて「32年4月1日から37年4月1日までの期間（各年度の12月及び1月を除く。）」に変更していることから、i) 改めて、事業所名簿を確認したが、当該期間においてE事業所という名称で厚生年金保険の適用事業所は無く、名称が類似した事業所でM事業所が32年7月1日から37年4月1日まで適用事業所に該当しているため同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を全て確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 5 申立期間⑤について、i) F事業所という名称では厚生年金保険の適用事業所は無く、同保険の適用事業所となっている名称が類似した他の3事業所（N事業所、O事業所及びP事業所）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらないこと、ii) J協同組合に照会しても同事業所を特定できる情報は得られず、申立てを確認できる回答が得られなかったこと、iii) 社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所(申立期間⑥の申立事業所であるG事業所)で厚生年金保険に加入していることが確認できること、iv) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこ

と等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間⑤について、当初、「昭和37年3月1日から38年12月1日まで」としていたものを、前回の再申立てにおいて「38年4月1日から39年4月1日まで（各年度の12月及び1月を除く。）」に変更していることから、i) 改めて、事業所名簿を確認したが、当該期間においてF事業所という名称で厚生年金保険の適用事業所は無く、名称が類似した事業所でN事業所及びO事業所が申立期間⑤当時厚生年金保険の適用事業所となっていることから、これら2事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同原票を確認したものの、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 6 申立期間⑥について、i) 期間の特定はできないものの、申立人がG事業所に勤務していたことは推認できる。しかしながら、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間、39年7月1日から同年12月10日までの期間及び40年5月1日から41年2月1日までの期間は厚生年金保険の加入記録は確認できるが、それ以外の申立期間⑥に係る期間については、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、ii) 申立期間⑥当時に同事業所で厚生年金保険の被保険者であった者3人から回答を得られたものの、いずれも申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用については不明であるとしている上、同原票で確認できる被保険者の厚生年金保険の加入状況を見ると、申立期間⑥において申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている者が複数見られること、iii) 社会保険事務所の記録によると、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明のため、申立てに係る供述等を得ることができないこと、iv) 社会保険事務所の記録から、申立人は、同年9月5日から同年12月29日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（Q事業所）で厚生年金保険に加入していることが確認できること、v) このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間⑥について、当初、「昭和39年3月1日から41年12月1日まで」としていたものを、前回の再申立てにおいて「39年4月1日から44年4月1日まで（各年度の12月及び1月を除く。）」に変更していることから、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容を全て再確認したところ、38年8月1日から同年12月12日

までの期間（この期間は、申立期間⑤において、別事業所名で申立てをしている。）、39年7月1日から同年12月10日までの期間及び40年5月1日から41年2月1日までの期間以外は申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できないこと、ii）当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、38年8月1日から同年12月12日までの期間及び39年7月1日から41年11月26日までの期間であり、申立期間⑥のうち39年7月1日から41年11月26日までの期間以外は、適用事業所に該当していない期間であること、iii）オンライン記録により、申立人は、申立期間⑥のうち42年5月1日から同年12月29日までの期間は、別の事業所（Q事業所）において厚生年金保険の加入記録が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

7 申立期間⑦及び⑧について、i）社会保険事務所の記録によると、H事業所という名称では厚生年金保険の適用事業所は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局においても、同事業所についての商業登記は見当たらないこと、ii）申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、同僚二人についても名字しか記憶していないため、申立人の勤務状況等について供述が得られないこと、iii）社会保険事務所の記録から、申立事業所と名称が類似し所在地がほぼ一致する事業所としてR社が存在することが確認できたところ、申立人は「R社に勤務したかどうか分からない。」と供述しており、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿でも、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、同社は、昭和40年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について確認することができないこと、iv）このほか、申立人の申立期間⑦及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

8 申立期間⑨について、i）社会保険事務所の記録によると、I事業所は、申立期間⑨に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、ii）申立人は、「申立期間⑨は、I事業所の事業主に雇われ、その上司の下でS工事に従事した。」と主張しているが、当該上司は、「昭和41年5月に父親が経営するI事業所は倒産したため、同時期に伯父がQ社を設立し、I事業所の工場を利用して事業を行った。」と供述しており、商業・法人登記簿謄本によると、Q社は同年5月17日設立され、申立期間⑨当時に前述の伯父が代表取締役であったことが確認できること、iii）申立人は、雇用保険の被保険者記録により同社において申立期間⑨中の昭和41年5月26日に被保険者資格を取得し同年12月28日に離職していることが確認できる上、同社に係

る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月5日から離職日の翌日の同年12月29日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格が確認できること、iv) 申立期間⑨のうち厚生年金保険の加入記録が確認できない期間（昭和41年4月から同年9月4日までの期間及び同年12月29日から42年1月1日までの期間）について、同社の当時の事業主は既に死亡していることから、同社の後継事業所及び前述の上司に照会したものの、同社は、「当時の資料は保存されておらず、何も分からない。」と回答している上、当該上司は「Q社の工場（I事業所の元工場）の責任者として勤務していた時にL職であった申立人と一緒に勤務したが、申立人の勤務期間は分からない。」と供述しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、v) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、前述の上司の申立期間⑨当時の厚生年金保険の加入記録は、41年9月5日から同年12月29日までの期間となっており、申立人の同保険の加入記録と符合していること、vi) このほか、申立人の申立期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 9 全ての申立期間について、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料等を提出することなく、「審議結果に納得できない。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4159

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 8 月 31 日まで
申立期間は、A社に代表取締役として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が62万円から9万8,000円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は、平成 14 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の 15 年 6 月 3 日付けで、13 年 5 月 1 日に遡って 62 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「B事業の減少等により、平成 14 年 7 月に社会保険から脱退せざるを得なくなった。その際、社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所（当時）と協議の上、同年 9 月頃から 1 年半ぐらい社会保険料を分割納付していた。」と供述している。

さらに、申立人は、滞納していた社会保険料の納付方法について、「経理担当者であった妻から報告を受け、社会保険事務所の提案を受け入れた。」としている上、年金事務所から提出された当該遡及訂正処理に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によると、申立人が代表取締役として記名された会社ゴム印及び代表取締役印の印が押されていることが確認できることから、当該遡及訂正処理について、申立人が関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬

月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 10 日から 33 年 5 月 1 日まで
A社B支店 (適用事業所名は、A社C支店) に昭和 27 年 8 月 10 日から 42 年 2 月 25 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店から提出された申立人に係る社員名簿により、申立人は、申立期間のうち昭和 27 年 10 月 1 日から 33 年 5 月 1 日までの期間において、同社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社D支店から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失確認通知書により、申立人は、同社C支店において昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44 年 2 月 26 日に同資格を喪失していることが確認でき、これらの記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) 及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社D支店は、「厚生年金保険の適用について、現在もパートタイマー等適用除外の者がいるように、申立期間当時も様々な雇用形態の者が勤務していたと思われ、これらの者全員に厚生年金保険を適用させていなかったと推測される。」と回答している。

さらに、A社C支店に係る被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 22 人に照会し、14 人から回答が得られ

たところ、自身の入社日を記憶している同僚 12 人のうち 10 人は、入社時期から 1 か月から 9 年 1 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、申立期間当時、従業員の厚生年金保険について、入社と同時に加入させず、従業員ごとに同保険の加入の判断を行っていたと考えられる。

加えて、自身の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している複数の同僚は、「厚生年金保険に未加入の期間は、同保険料を控除されていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。